

# 公認審判員推薦並びに資格取得者のための内規

平成 24 年 12 月 1 日制定

日本陸上競技連盟公認審判員規程に基づき、推薦手続き、並びに資格取得のための内規を次のように定める。

## 1 公認審判員の資格取得

### (1) B 級公認審判員

加盟団体の登録又は登録競技者で、満 18 歳（推薦年度の 3 月末日）を超える者は、B 級公認審判員となり得る資格を有する。

（条件）

- ① 補助員として公認コード番号のある競技会に 3 回以上出席し研修した者。
- ② 補助員として長野陸協主催大会（駅伝含む）に出席し研修した者。
- ③ B 級資格取得希望者のための審判講習会を受講した者。

尚、大会・講習会への出席には、その都度審判研修員カード（県陸協制定）を持参すること。

### (2) A 級公認審判員

現在 B 級公認審判員として満 10 年（ただし、精励度、出席回数で、8～9 年もあり得る）を経過し、経験豊かで競技規則に精通し、審判技術に優れた公認審判員規程第 3 条 3 項に該当する者のうち、心身ともに健康で好ましい人間関係を有する者。

〔注〕公認審判員規程第 3 条 3 項 — B 級公認審判員は、本連盟主催の競技会の審判をすることができる技術と知識を持った者。

（条件）

- ① 最近 5 ヶ年間、審判員として 40 回以上出席した者（うち県陸協主催・主管に係わる競技会の審判経験 15 回以上）
- ② 県選手権大会（春季大会・選手権大会）に、積極的に出席して審判にあたった者。
- ③ 最近 5 ヶ年間、毎年少なくとも 1 回以上の審判講習会に出席し、規則の研究並びに技術の向上に努めた者。

### (3) S 級公認審判員

- ① 公認審判員規程第 4 条に該当し、心身共に健康で競技規則に精通し、熟練した審判技術を持ち好ましい人間関係を有すること。

〔注〕公認審判員規程第 4 条の該当事項 — A 級公認審判員で満 10 年を経過し、満 60 歳に達した者（推薦年度の 3 月末日に）は、S 級公認審判員となる資格を有する。— この条項は S 級公認審判員となり得る経過年数と年齢制限であり、最も基本的な事項である。

- ② 日本陸上競技連盟主催、共催にかかる国際大会、全国大会又はこれに準ずる大会に意欲的態度にてしばしば出席して審判の任にあたると共に常に研究を重ね熟練した審判技術を有する者。以上 2 条件が S 級公認審判員となり得る資格の条件であるが、全国大会等がしばしば行われない地方に

あつては、それ相応に考慮される。  
(条件)  
A級公認審判員に同じ。

## 2 公認審判員の推薦手続き

公認審判員の推薦については、長野陸協は次の手順により処理している。

### ① A級及びB級公認審判員

長野陸協登録会員または競技者で、公認審判員規程及び内規により支部から推薦された者について審判委員会で審査し、理事会の承認を経て、日本陸上競技連盟が委嘱している。

各級の申請時には写真を2枚必ず提出する。その他書類不備の場合は審査しない。

### ② S級公認審判員

長野陸協登録会員又は登録競技者で、公認審判員規程及び内規により支部から推薦された者について審判委員会で審査し、適任と認めたものを日本陸上競技連盟に申請する。

[日本陸上競技連盟]

1、S級公認審判員は、加盟団体から推薦する。推薦書は毎年12月末日までに日本陸上競技連盟に必着のこと。

2、S級公認審判員は、日本陸上競技連盟で審査し、理事会の承認を得て日本陸上競技連盟がこれを委嘱する。

### ③ その他

加盟団体は毎年4月末日までに日本陸上競技連盟に対し、当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

### ④ 提出書類

1、書式第1号・第2号による。書式第2号は必ず本人が記入する。但し、推薦理由欄は申請責任者(支部審判部長)が記入する。

2、A級以上の推薦候補者は、公認審判員証(手帳)を必ず添付すること。2冊以上になるときは、最近のものだけでなく各種別で取得した当時のものから全てを添付すること。(手帳の貼り付けはしないこと) 黒表紙の手帳は青表紙に切り替えること。

B級資格取得候補者は、審判研修員カード(陸協制定)を必ず添付すること。

これら手帳・カードの添付のないものについては、審査の対象から除外する。

### ⑤ 提出先

提出書類の提出先は、審判部長とする。

### ⑥ 提出締切日

推薦書は支部審判部長を經由し、審判部長へ毎年10月5日必着のこと。支部を經由しないもの及び締切日以後のものは、審査の対象としない。

### ⑦ 提出上の注意事項

送付に当たっては、各書式ならびに公認審判員証(手帳)、審判研修カード、写真2枚を登録番号を記入し支部ごと一括の上、表に「公認審判員審査名簿在中」と朱書きし書留便で郵送のこと。

附 則

本内規は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

[註] 申請書類の送付先

審判部長宅 〒399-0037 松本市村井町西 1-16-21 藤森茂幸